

桶川市テニス協会 年間登録料規定

第1章 登録種別

第1条 桶川市テニス協会（以下、本会）の登録者の種別は以下の通りとする。

1. 本会員
2. 準会員 ※参加できる大会または種目に制限あり
3. 役員会員

第2章 団体登録料

第2条 役員会員を有する団体の本会登録料は、年間5,000円とする。

第3条 役員会員を有しない団体の本会登録料は、年間10,000円とする。

第4条 各団体は、第2条及び第3条の登録料のほかに、本会員1名につき年間500円の追加登録料を支払うものとする。

第5条 各団体への各個人の登録料に関しては、原則として各団体で決定する。

第6条 各団体への各個人の登録料が不当と判断した場合、本会として決議の上見直しの指示を出すことができ、各団体はこれを拒否できない。

第7条 役員会員を1団体で2名以上有する場合においては別途控除の対象とする。

第3章 個人登録料

第8条 本会の個人登録料は以下と通りとする。

1. 本会員 年間1,500円
2. 準会員 年間1,000円
3. 市内会員 本会員／年間1,000円 準会員／年間500円
4. 役員会員 原則無料

第9条 本会は役員会員に関して5名を上限目安として制限をかけることができる。

第4章 対象期間及び支払

第10条 本会登録料の対象期間は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 支払いは、本会の指定する方法及び期日にて支払うものとする。

第5章 附則

第12条 本会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。

本会則は、令和03年4月1日より施行する。